

「ついで隊」登録に際しての注意事項

■活動要領

ついで隊の活動は、隊員のみなさんが、通勤通学、買い物、散歩など日常生活において、腕章等を着用していただくだけで気軽に始められるものです。

次のことに配慮して活動しましょう。

- ① 外出時には、積極的に腕章等を着用しましょう。
 - ② 地域の方々と積極的に挨拶を交わしましょう。
 - ③ それぞれの生活スタイルに応じた無理のない活動を続けましょう。
- ※隊員には、特別な権限が与えられているわけではありませんので、そのことに留意して活動しましょう。

ついで隊は、子どもからお年寄りまで、多くの住民が認識している筑紫地区共通の自主防犯ボランティアです。

隊員により自主防犯ボランティアとして不適切な行為が行われると、ついで隊全体の信用が低下し、腕章等自体の効果がなくなってしまいます。

そこで、隊員が次に掲げる禁止行為を行った場合、春日警察署と協議の上、その隊員の登録を抹消して腕章等を回収する等の対応をさせていただく場合があります。

この趣旨を十分ご理解いただいた上でご登録をお願いいたします。

■禁止行為

- ① 腕章等の他人への譲渡または貸与
- ② 犯罪行為や暴力的行為等、住民に不安を抱かせるような行為
- ③ その他ついで隊として相応しくない行為

【問合せ先】

春日市総務部安全安心課 TEL：092-584-1111